

仏暦 2535 年(1992 年)
省エネルギー振興法

プーミポンアドウンヤデート
仏暦 2535 年(1992 年)3 月 23 日御下賜
御在位 47 年目

プーミポンアドウンヤデート国王陛下が勅令を御下賜なされ、
省エネルギー振興法を制定して然るべきと布告され、
畏れ多くも国王陛下には国会での指導の辞と承認をもって以下の通り法令を
制定された。

第 1 条 本法令を「仏暦 2535 年(1992 年)省エネルギー振興法」と称する。

第 2 条¹ 本法令は官報告示日の翌日から施行する。

第 3 条 本法令において、

「エネルギー」とは、活動源となる物が内部に有する、作業における能力を
意味する。すなわち再生エネルギー及び非再生エネルギーに加え燃料、熱、
電気など活動源も意味する。

「再生エネルギー」とは、木、薪、籾殻、カス、サトウキビ、生物、水、
太陽光、地熱、風及び波などから得られるエネルギーを意味する。

「非再生エネルギー」とは、石炭、油母頁岩、オイルサンド、原油、
燃料油、天然ガス、原子力などから得られるエネルギーを意味する。

「燃料」とは、石炭、油母頁岩、オイルサンド、燃料油、天然ガス、燃料
ガス、合成燃料、薪、木、籾殻、サトウキビ滓、ゴミ及び国家エネルギー政策
委員会が官報で布告し定めたところに基づくその他の物を意味する。

「燃料油」とは、ガス、ガソリン、航空燃料、灯油、軽油、重油、国家
エネルギー政策委員会が官報で布告し定めたところに基づくその他の石油製品で
油と似た名称のその他の油を意味する。



Saowaiuk R.

(Miss Saowaiuk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22...07...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

「ガス」とは、炊事用ガスとして使用される液化石油ガス、もしくは液化炭化水素ガス、すなわちプロパン、プロピレン、ノーマル・ブタン、アイソ・ブタン、またはブチレンのいずれか、あるいは混合したものを意味する。

「精製工場」とは、燃料油精製工場、燃料油製造及び販売所に加え、ガス分離工場、石油化学及び揮発物工場を意味する。

「国家エネルギー政策委員会」とは、国家エネルギー政策委員会設置法に基づく国家エネルギー政策委員会を意味する。

「省エネルギー」とは、効率的で節約的なエネルギー生産及び使用を意味する。

「検査」とは、調査、検量、データ収集を意味する。

「工場」とは、工場法に基づく工場を意味する。

「工場主」とは、工場運営の責任者を意味する。

「建物」とは、建築物管理法に基づく建物を意味する。

「建物主」とは、建物を占有するその他の者も意味する。

「基金」とは、省エネルギー振興基金を意味する。

「基金理事会」とは、省エネルギー振興基金理事会を意味する。

「係官」とは、本法令に基づく執行で大臣が任命した者を意味する。

「局長」とは、代替エネルギー開発・省エネルギー局長、* もしくは代替エネルギー開発・省エネルギー局長* が委任した者を意味する。

「大臣」とは、エネルギー大臣** を意味する。

第 4 条 本法令に基づく省エネルギー振興に資するために国家エネルギー政策委員会は以下の権限義務を有する。

- (1) 内閣に省エネルギーに係る政策、目標もしくは方策を具申する。
- (2) 第 8 条及び第 18 条に基づく勅令制定で内閣に具申する。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

(3) ² 第 9 条、第 19 条、第 21 条及び第 23 条に基づく省令制定について具申する。

- (4) 第 28 条 (1) に基づく基金支払いの方針、規則、要件及び優先順位を定める。
- (5) 第 28 条 (5) に基づく基金に入金しなくてもよい燃料油の種類を定める。
- (6) 第 35 条、第 36 条及び第 37 条に基づく燃料油の基金への入金レートを定める。
- (7) 第 43 条に基づく特別手数料レートを定める。
- (8) 第 40 条に基づく省エネルギーのために使用する工場、建物および高効率の機械・設備の製造者または販売者、あるいは原材料の製造者または販売者に対する振興および支援における方針、規則及び要件を定める。
- (9) 本法令が定めたところに基づくその他の執行
- (5) 及び (6) に基づく規定は官報で告示する。

第 5 条 本法令に基づく執行のためにいずれかの者に文書もしくは命令を送達するにあたっては、日の出から日没までの時間内またはその者の業務時間内に担当者が届けるか、あるいは書留郵便で送る。

何らかの事由で第一段に基づく方法で送達できない場合は、その者の住所、事務所、もしくは最新の国民登録法に基づく住居登録書にある住居の視認しやすい場所に文書もしくは命令を掲示する方法、あるいはその土地で通常販売されている新聞に内容の要約を公告する方法で送達することができる。

第二段に基づく方法で送達し、7 日が経過した時、その者は文書もしくは命令を受け取ったものとみなす。

第 6 条³ 首相、エネルギー大臣、工業大臣、財務大臣及び内務大臣をその権限義務に係る部分において主務大臣とする。

エネルギー大臣は係官を任命し、本法令に基づく執行のための省令または告示の制定、及びその他の事業を定める権限を有する。



Saowaluk R.

(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

² 第 4 条(3)は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

³ 第 6 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

省令はおよび告示は、官報で告示した時に施行することができる。

第 1 章 工場における省エネルギー

第 7 条 工場における省エネルギーとは以下のいずれかの活動とする。

- (1) 燃料の燃焼効率の改善
- (2) エネルギー消尽防止
- (3) 使用済みエネルギーの再利用
- (4) 別のエネルギー使用への変更
- (5) 電力構成の修正による電気使用の改善および、電気設備システムの適正な利用その他の方法による電力使用ピーク時の最大電力需要の抑制
- (6) 高効率の機械もしくは設備の使用、省エネルギーを支援する業務及び原材料の制御システム使用
- (7) 省令で定められたその他の方法による省エネルギー

第 8 条 管理指定工場とする工場の種類、規模、エネルギー使用量、もしくはエネルギー使用方法は勅令により定める。

第一段に基づく勅令は官報告示日から 120 日が経過した時に施行する。

第一段に基づく勅令で定められた規模もしくは量に満たないエネルギーを使用しており、当該の水準で継続して 6 ヶ月以上エネルギーを使用する指定工場主は、事由と共に詳細を届け出て、当該期間にわたって本法令順守義務の免除を局長に申し立てることができる。当該申し立てがあった場合、局長は免除するかどうかを審査し、その結果の通知書を管理指定工場主に速やかに送る。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)
ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date... 22.../.../2009.
(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

第 9 条⁴ 管理指定工場の省エネルギー振興に資するため、大臣は国家エネルギー政策委員会の提言により以下の内容の省令を制定する権限を有する。

(1) 管理指定工場主が順守しなければならないエネルギーに関する基準、規則、及び方法を定めたもの

(2) 管理指定工場主が各工場にエネルギー責任者を常駐させなければならないこと、また当該責任者の資質及び義務について定めたもの

第一段に基づく省令は、管理指定工場の種別、種類または規模を定めるが、このうちいずれかの順守義務を免除してもよい。また上記の省令は、官報告示により大臣が定める規則に基づき、技術、学術、または経済・社会情勢により急速に変化するその他の事柄に関する詳細を定める。

第 10 条 相当の事由がある場合、局長は管理指定工場主に対して第 9 条に基づき制定された省令で定められた基準、規則、方法に従った省エネルギーの検査のために、エネルギー使用に係る事実関係を提出させる命令を出す権限、及びその命令を受け取った日から 30 日以内にその管理指定工場主に従わせる権限を有する。

第 11 条⁵

第 12 条⁶

第 13 条⁷

第 14 条⁸



(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date... 22.../...07.../2009.

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

⁴ 第 9 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

⁵ 第 11 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

⁶ 第 12 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

⁷ 第 13 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

⁸ 第 14 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

第 15 条⁹

第 16 条¹⁰

第 2 章 建物内の省エネルギー

第 17 条 建物内の省エネルギーとは以下のいずれかの活動とする。

- (1) 建物内に差し込む太陽光による熱の引き下げ。
- (2) 効率的な空気調節に加え、建物内の温度の適温調節。
- (3) 省エネルギーを支援する建築資材の使用とその建築資材の品質の表示。
- (4) 効率的な建物内の照明。
- (5) 建物内の省エネルギーをもたらす機械、設備及び原材料の使用及び設置。
- (6) 機械及び設備の稼動制御システムの使用。
- (7) 省令で定められたその他の方法による省エネルギー。

第 18 条 管理指定建物とする建物の種類、規模、エネルギー使用量、もしくはエネルギー使用方法は勅令により定める。

第 8 条第二段及び第三段を準用する。

第 19 条¹¹ 建築または改築する管理指定建物の省エネルギーに資するため、大臣は国家エネルギー政策委員会の提言により以下を定める省令を制定する権限を有する。

(1) 省エネルギーを目的として設計する必要がある、建築または改築する建物の種別または規模



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

⁹ 第 15 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

¹⁰ 第 16 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

¹¹ 第 19 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

(2) (1)に基づき省エネルギーのために設計を行う際の基準、規則及び方法を定める。

第一段に基づく省令は、官報告示により大臣が定める規則に基づき、技術、学術、または経済・社会情勢により急速に変化するその他の事柄に関する詳細を定める。

第 20 条 第 19 条に基づく省令の制定にあたって、建築物管理法に基づく建築物管理委員会が建築物管理法に基づき建築物管理の適用を承認した場合、当該省令は仏暦 2522 年（西暦 1979 年）建築物管理法令の第 8 条に基づき制定された省令と同じ効力を持つものとみなし、建築物管理法に基づく権限保持者は当該省令に従った建物の建設もしくは改修を管理する権限を有する。その場合、建築物管理法の適用を定めた勅令が出されていない地域の建物であっても、建築物管理法の適用地域にあるものとみなす。ただし本法令に基づき執行に資する範囲内に限る。

第 21 条¹² 管理指定建物の省エネルギーに資するため、大臣は国家エネルギー政策委員会の提言により以下を定める省令を制定する権限を有する。

(1) 管理指定建物が従わなければならないエネルギー管理の基準、規則及び方法を定めたもの

(2) 管理指定建物主が各建物にエネルギー責任者を常駐させなければならないこと、また当該責任者の資質及び義務について定めたもの

第 9 条(2)および第 10 条を準用する。

第 22 条¹³



Saowaluk P.

(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

¹² 第 21 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

¹³ 第 22 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。

第 3 章
機械、設備の省エネルギーおよび
省エネルギーのための資材・設備使用の奨励¹⁴

第 23 条¹⁵ 機械または設備の省エネルギー、及び省エネルギーに向けた資材または設備使用の振興に資するため、大臣は国家エネルギー政策委員会の助言により以下の件について省令を制定する権限を有する。

- (1) 機械または設備のエネルギー効率に関する基準を定める。
- (2) 高効率性を有する機械または設備を種別、規模、エネルギー使用量、非再生エネルギー比率、及びエネルギー使用の効率の側面から定める。
- (3) 省エネルギー目的で使用するための資材および設備を種別、品質及び基準の側面から定める。
- (4) 機械または設備の製造者及び販売者は、エネルギー使用効率に関する値を示さなければならない。

第一段の (2) および (3) に基づく省エネルギー目的で使用する高効率の資材および設備の製造者及び販売者は、第 40 条に基づき奨励及び支援を申請できる権利を有する。

第一段に基づく省令は、官報告示により大臣が定める規則に基づき、技術、学術、または経済・社会情勢により急速に変化するその他の事柄に関する詳細を定める。

工業製品規格委員会が工業製品規格法に基づき、工業製品規格または工業製品を規定する場合、本条に基づく省令で定められたエネルギー使用効率基準に従うこととし、工業製品規格事務局は工業製品規格法に基づき運用しなければならない。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ได้รับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms.Pat-on Phipatanakul)

¹⁴ 第 3 章は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

¹⁵ 第 23 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

第 4 章 省エネルギー振興基金

第 24 条¹⁶ 省エネルギーに係る業務の支援もしくは助成に使用するため、あるいは運転資金として使用するために、エネルギー省内に「省エネルギー振興基金」と呼ぶ、一基金を設置する。基金は以下の資金及び財産で構成される。

(1) 首相が定めた金額にしたがった燃料油不足状態解決防止法に基づく燃料油基金からの資金

(2) 第 35 条、第 36 条及び第 37 条に基づく納入金

(3) 第 42 条に基づき徴収される特別手数料

(4) 政府からの一時助成金

(5) 国内外の民間セクター、外国政府もしくは国際機関から得たその他の資金または財産

(6) 基金から発生する利得

エネルギー省が基金の資金及び財産を保管し、本法令に基づく基金の支出業務を管理する。

第 24/1 条¹⁷ 本法令に基づき、財務省内の省エネルギー振興基金から事業、財産、権利、負債および資金を省エネルギー振興基金へ移転する。

第 25 条 基金の資金は以下の目的のために使用する。

(1) 官庁もしくは国営企業の省エネルギーにおける投資及び業務、もしくは省エネルギーによる環境問題解決に対する運転資金、支援金もしくは助成金として。

(2) 省エネルギーにおける投資及び業務、もしくは省エネルギーによる環境問題解決における民間に対する運転資金、支援金もしくは助成金として。

(3) 以下の件における官庁、国営企業、教育機関もしくは民間機関に対する支援金または助成金として。



Saowaluk R.

(Miss Saowaluk Rojanakamsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22../..07../.2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

¹⁶ 第 24 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

¹⁷ 第 24/1 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

- (a) 省エネルギー・プロジェクトもしくは省エネルギーによる環境問題の防止解決に係るプロジェクト
- (b) エネルギーの開発、振興及び節約、省エネルギーによる環境問題防止解決、及びエネルギー政策、計画の制定に係る研究、調査、学習。
- (c) 省エネルギーもしくは省エネルギーによる環境問題防止解決に係る実験プロジェクト、あるいは創設プロジェクト。
- (d) エネルギーに係る教育、研修、会議。
- (e) 省エネルギーの開発、振興、及び省エネルギーによる環境問題の防止解決に係る広告、情報公開及び広報。
- (4) 本法令に従った省エネルギー振興管理における費用として。

第 26 条 第 25 条 (3) に基づき支援金もしくは助成金を受ける権利を有する民間機関は、タイまたは外国の法律に基づく法人の地位を有し、かつ省エネルギー、あるいは省エネルギーによる環境問題防止解決に直接関係する事業を有していなければならない、政治目的を有していたり、営利目的を有してはならない。

第 27 条¹⁸ 首相が委任した副首相を理事長とし、エネルギー大臣、財務省次官、エネルギー省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、工業製品規格事務局事務局長、主計局長、代替エネルギー開発・省エネルギー局長、公共土木・都市計画局長、工場局長、タイ国工業連盟会長、エンジニア協会会長、建築家協会会長、及び内閣が任命する 7 人以下の有識者を理事、エネルギー政策・計画事務局事務局長を理事兼書記とする基金理事会を一理事会設置する。

第一段に基づく有識者理事の任命は、金融経済、エネルギー学、環境の質的向上および保護に係る実績、経験を有する知識、専門性を持った人物から検討する。

第 28 条 基金理事会は以下の権限義務を有する。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakamsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

¹⁸ 第 27 条第一段は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

- (1) 国家エネルギー政策委員会に対し、第 25 条で定めた目的に基づく基金支出の方針、規則、要件、重要性順位を具申する。
 - (2) 第 25 条で定めた目的に基づく使用のための基金資金の配分審査。ここに第 4 条 (4) に基づき国家エネルギー政策委員会が定めた方針、規則、要件、重要性順位に従う。
 - (3) 基金の配分申請、支援金もしくは助成金申請の規則及び方法に係る規則の制定。
 - (4) 国家エネルギー政策委員会に対し、燃料油の基金への納付金レートを具申する。
 - (5) 国家エネルギー政策委員会に対し、基金に納付しなくてもよい免除措置が受けられる燃料油の種類を具申する。
 - (6) 国家エネルギー政策委員会の承認により特別手数料レートを定める。
 - (7) 特別手数料の免除。
 - (8) 国家エネルギー政策委員会が第 4 条 (8) に基づき定めた方針、規則及び要件に沿って第 40 条 (2) に従った振興及び支援の申請認可を審査する。
 - (9) 第 41 条に基づく振興及び支援の申請規則及び方法に係る規則を定める。
 - (10) 本法令で規定されたところに基づくその他の業務遂行。
- (3)、(7) 及び (9) に基づく規定は官報で告示する。

第 29 条 有識者理事の任期は 1 期 3 年とし、退任した有識者理事は再任されることが可能とする。

第 30 条 第 29 条に基づく任期切れの場合のほかに有識者理事は以下の時に退任する。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) 悪品行、背任、もしくは能力不足を理由に内閣が解任した場合
- (4) 破産者となった場合
- (5) 無能力者もしくは準無能力者となった場合
- (6) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪もしくは軽犯罪である場合はその限りではない。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)
ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

第 31 条 先に任命された有識者理事の任期途中で、増員もしくは変更で新たな有識者理事が任命された場合、新たに任命された有識者理事の任期は、先に任命された有識者理事の任期と同じとする。

第 32 条 有識者理事が任期切れをもって退任したが、新たな有識者理事の任命がなされていない場合は、退任した有識者理事が新たな有識者理事が任命されるまで引き続き任に当たる。

第 33 条 理事会の会議は全理事数の半数以上の出席をもって成立する。理事長が会議にいないとき、出席した理事が一人の理事を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってする。理事一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第 34 条¹⁹ 理事会は、理事会の委任に基づく審議もしくは業務のために小委員会を任命する権限に加えて、権限義務の遂行に資するため必要に応じていずれかの者を招き、事実関係、説明、助言、意見を求める権限を有する。

第 28 条 (2) に基づき審議もしくは業務のために小委員会を任命する際、理事会は小委員会に対し、事業、計画またはプロジェクトの資金配分の変更に
関する権限を、理事会が配分した資金額を超えない範囲において委任する。その際、
理事会が定めた規則に従うこととする。

理事会が任命した小委員会は、第一段に基づき権限義務の遂行に資するため
必要に応じていずれかの者を招き、事実関係、説明、助言、意見を求める。また
第 33 条を小委員会の会議にも準用する。

第 34/1 条²⁰ 資金の受け取り、支払い、保管、基金資産の販売および経理
業務は、財務省の承認を受け理事会が定めた規則に従うこととする。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10116
Date...22.../07.../2009.

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

¹⁹ 第 34 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

²⁰ 第 34/1 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

第 34/2 条²¹ 理事会は予算を作成して政府会計検査院または理事会が委託し会計検査院が監査人として承認した外部の者に送付し、毎予算年度末日から 90 日以内に基金のすべての経理および財務について監査および承認を受けなければならない。

第一段に基づく政府会計検査院または監査人は、理事会が国家エネルギー政策委員会および内閣に大臣に提出し報告するため、毎予算年度末日から 150 日以内に基金の経理および財務の監査報告書を作成し理事会に提出しなければならない。

第二段に基づく経理および財務結果報告書は、国会に諮り、官報に告示するため大臣により首相に提出されなければならない。

第 35 条 精製工場で燃料油を製造する者、及び王国内での使用のために販売する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、製造した燃料油の量、及び王国内での使用のために販売した量に基づき基金に納付金を納める。

第一段に基づく納付は、もしあれば燃料油の個別物品税支払いと共に個別物品税局に納める。その際、個別物品税局が定めた規則に従う。

第 36 条 王国内での使用のために燃料油を輸入する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、王国内での使用のために輸入した量に基づき基金に納付金を納める。

第一段に基づく納付は、もしあれば燃料油の関税支払いと共に関税局に納める。その際、関税局が定めた規則に従う。

第 37 条 天然ガス分離製造者である石油法に基づく事業者からガスを購入もしくは取得する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、基金に納付金を納める。

第一段に基づく納付は、*しあればガスについての事業者料支払いと共に天然燃料局に納める。ここに天然燃料局が定めた規則に従う*

第 38 条²² 第 35 条、第 36 条または第 37 条に基づき基金に納付する義務を有する者、精製工場で燃料油を製造する者、及び王国内での使用のために



(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

6-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date...22.../...07.../2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

²¹ 第 34/2 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

²² 第 38 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

販売する者であれば個別物品税局、王国内での使用のために燃料を輸入する者であれば関税局、天然ガス分離製造者である石油法に基づく事業者からガスを購入もしくは取得する者であれば天然燃料局に対し、期日までに基金納付金を入金しなかった、あるいは納付金の全額を入金しなかった場合、第 58 条に基づき速やかに訴訟手続きをとる。ただし以下の場合を除く。

(1) 当該の者が上記の事例に当たる場合、すなわち基金納付金を入金しなかった、あるいは納付金の一部が不足していた者が、送付額また不足分に月利 3 %分を納付期日末日から換算した付加金を加えて、個別物品税局、関税局 または天然燃料局に納付した場合。

(2) 個別物品税局、関税局または天然燃料局の調査の結果上記の事例が判明し、納付義務を有する者に対し期日までに基金に納付するよう書面をもって通知し、当該の者が納付の必要のある金額または不足額に月利 6 %分を納付期日末日から換算した付加金を加えて、定められた期限までに個別物品税局、関税局 または天然燃料局に納付した場合。

基金への納付義務のある者が (1) または (2) に基づき納付した場合、当該の者に誤りはなかったものとみなす。

付加金も基金納付金に入金しなければならないものとする。(1) または (2) に基づく付加金算出のための期間の計算において、1 ヶ月に満たない端数の日数は 1 ヶ月と計算する。

第 39 条 第 35 条、第 36 条、及び第 37 条に基づく基金への納付金は国税法典に基づく支出であるものとみなす。

第 5 章 奨励及び支援の基準

第 40 条 省エネルギーを実施しなければならない管理指定工場もしくは管理指定建物に加え、そのために必要な機械、設備、道具、使用機器及び資材、あるいは高効率の機械もしくは設備、または省エネルギーのために使用する資材の製造者もしくは販売者は、以下の奨励及び支援を申請する権利を有する。

- (1) 本法令に基づく特別手数料の免除申請
- (2) 第 25 条に基づく基金からの支援金もしくは助成金の申請



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...02.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

第一段に基づき省エネルギーを実施する義務のない工場主もしくは建物主、官公庁、あるいは国営企業であっても、省エネルギーを実施するために自己の機械、設備、道具、使用機器もしくは業務管理システムの導入を希望する者は第一段に基づく奨励、支援を申請する権利を有する。

第 41 条 第 40 条に基づく奨励及び支援の申請は、基金理事会が定めた規則に従い基金理事会に提出する。

第一段に基づく申請の審査にあたって、基金理事会は専門性を有する個人もしくは研究機関を雇用し、審査を構成するために報告または意見具申させることができる。

基金理事会は国家エネルギー政策委員会が第 4 条 (8) に基づき定めた規則及び要件の方針に従い奨励及び支援の申請認可を審査し、奨励における基金理事会の決定に従うよう、あるいは奨励及び支援措置を受ける者に対し支援するよう関係政府機関に通知する。

エネルギー開発振興局は奨励及び支援措置を受けた者を監督し、第三段に従わせ、基金理事会に報告する義務を有する。

第 6 章 特別手数料

第 42 条²³ 省令の施行前または施行当日に管理指定工場あるいは管理指定建物であった場合は第 9 条 (1) または第 21 条 (1) に基づき制定された省令の施行日から 3 年が経過した時点で、あるいは省令の施行日より後に管理指定工場もしくは管理指定建物となった場合は、管理指定工場主もしくは管理指定建物主が当該省令に違反した、あるいは従わなかったとき、その管理指定工場主もしくは管理指定建物主は本章に基づき電力使用特別手数料を支払う義務を有する。

第一段に基づく電力使用特別手数料は、タイ国電力公社、首都電力公社、もしくは地方電力公社から購入、または取得した電力量に従い管理指定工場もしくは管理指定建物から徴収する。このときタイ国電力公社法、首都電力公社法、地方電力公社法に基づく電力料金徴収と同一の効力を有するものとみなす。

第 43 条 基金理事会は国家エネルギー政策委員会の承認を得て電力使用特別手数料レートを定める。

(Miss Saowaluk Rojanakamsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date... 22.../...07.../...2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

²³ 第 42 条第一段は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

第一段に基づく電力使用特別手数料レート制定にあたっては、管理指定工場もしくは管理指定建物がタイ国電力公社法、首都電力公社または地方電力公社に支払う電力料金レートと管理指定工場もしくは管理指定建物に対する電力生産及び配給における合計コスト間のギャップを考慮する。

第二段に基づく合計コストとは、電力生産システム、配電システムにおける投資金、電力生産における燃料調達費用、保守費用、運営費用、電力システムにおける損失性、その他電力生産における費用とともに、タイ国電力公社法、首都電力公社または地方電力公社の直接的な義務ではないタイ国電力公社法により生じる環境または国民への影響も意味する。

第 44 条 第 42 条に基づく電力使用特別手数料徴収の必要がある時、局長は電力使用特別手数料を支払わなければならない管理指定工場主もしくは管理指定建物主に文書で通知し、電力使用特別手数料の支払い義務は局長からの通知があった日の翌月の 1 日から効力を有する。

タイ国電力公社法、首都電力公社、地方電力公社が管理指定工場もしくは管理指定建物からの電力使用特別手数料徴収者となり、毎月の通常の電力料金徴収とともに自己から電力を購入または取得している管理指定工場もしくは管理指定建物から特別手数料を徴収し、その特別手数料の徴収日から 30 日以内に基金に納付する。

第 45 条 管理指定工場もしくは管理指定建物が本章に基づき電力使用特別手数料支払い義務がある間、基金理事会は管理指定工場もしくは管理指定建物に対し奨励及び支援申請権を一時的に停止する、あるいは当該管理指定工場もしくは管理指定建物が奨励及び支援を受けている場合はその奨励、支援を停止する、あるいは減らすことを審査する。

第 46 条²⁴ 電力使用特別手数料を支払わなければならない管理指定工場または管理指定建物が第 9 条 (1) もしくは第 21 条 (1) に基づき制定された省令に従った時、局長に通知する。

局長は第一段に基づく通知を受けた時、30 日以内に当該管理指定工場もしくは管理指定建物が第 9 条 (1) もしくは第 21 条 (1) に基づき制定された省令に従ったかどうかを審査し、当該省令に従った行動があったと判断した場合は電力使用特別手数料の徴収中止命令を出し、管理指定工場もしくは管理指定建物に通知する。


Saowaluk P.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)
ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../2009.
(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

²⁴ 第 46 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

第二段に基づく電力使用特別手数料の徴収中止命令は翌月 1 日から適用の効力を有する。

第 7 章 係官

第 47 条 本法令に基づく執行のために係官は以下の権限を有する。

(1) 検査もしくは審査のために召喚状をもって管理指定工場主もしくは管理指定建物主に証言させる、事実関係を告げる、または文面で説明する、あるいは証拠書類を送付させる。

(2) 検査もしくは本法令の順守のために日の出から日没までの時間またはその場所の業務時間内に管理指定工場もしくは管理指定建物に立ち入る。ここにおいて、事実関係を聴取する、または工場、建物の状態を記録した書類、工場内、建物内の省エネルギーに係る機械、設備、及びその他の物、その場所におけるいずれかの者の行動を検査する権限、及び機械、設備を検査する権限、検査のためのサンプルとして相当量の資材を持ち出す権限を有する。

(3)²⁵ エネルギー管理、機械または設備のエネルギー使用、および省エネルギーのための資材または設備に関する検査および承認は、本法令に基づき行うものとする。

第 48 条 第 47 条 (2) に基づく係官の任務遂行において、管理指定工場主もしくは管理指定建物主、あるいは関係者、その場所にいる者は相当の便宜を供する。

第 48/1 条²⁶ 第 47 条 (3) に基づきエネルギー管理、機械または設備のエネルギー使用、および省エネルギーのための資材または設備に関する検査および承認を行わなければならない場合、局長は係官を代行する個人または法人が業務を行うことを許可できる。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojarakarnsakul)
ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../2009
(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

²⁵ 第 47 条 (3) は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

²⁶ 第 48/1 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

第一段に基づく個人または法人の資格、許可証申請、許可および許可証の更新に関する規定は、省令において定めた基準、方法および条件に従うこととする。

第 48/2 条²⁷ 第 48/1 条に基づき許可証の発給を受けた者が、第 47 条 (3) に基づく検査および承認結果について虚偽または事実に反する内容の報告を行い、本法令第 56 条に基づき裁判所で有罪判決が確定した場合、局長は許可証の無効を命ずる。

第 48/3 条²⁸ 第 48/1 条に基づき許可証の発給を受けた者が、本法令の第 56 条に基づく不正行為を裁判所に告訴された場合、局長は裁判所の判決確定まで許可証の一時停止を命ずる。

許可証の一時停止を命じられた者は、許可証に基づく業務を行ってはならない。

第 48/4 条²⁹ 許可証の一時停止を命じられた者は命令を受けてから 30 日以内に大臣に対し不服申立を行う権利を有する。

大臣の命令は最終的なものとする。

第一段に基づく大臣命令に対する不服申立は、許可証の一時停止命令の執行を猶予する理由とはならない。

第 49 条 任務遂行にあたり、係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

係官の身分証明書は省令で定めた様式に従う。



Saowaluk R.

(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง

Certified Correct Translation.

Technology Promotion Association (Thailand-Japan)

5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110

Date... 22.../...07.../ 2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

²⁷ 第 48/2 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

²⁸ 第 48/3 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

²⁹ 第 48/4 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において追加した。

第 8 章 不服申立

第 50 条 第 8 条第三段に基づく結果通知書を受け取った者で、当該通知書に不服の者は、通知を受け取った日から 30 日以内に大臣に不服を申し立てる。

この場合、エネルギー開発振興局は大臣の決定があり、申立人にその決定の通知があるまで手続を待つ。

第 51 条 第 44 条第一段に基づく通知書を受け取った者で、当該通知書に不服の者は、通知を受け取った日から 30 日以内に大臣に不服を申し立てる。

不服申立は法律に基づく執行を猶予させるものではない。ただし大臣が一時的に法律に基づく執行を猶予するのが相当と判断した場合はその限りではない。

第 52 条 第 50 条及び第 51 条に基づく不服申立審査において大臣は速やかに審査する。

大臣の決定は最終的なものとする。

第 9 章 罰則規定

第 53 条 第 8 条第 3 段に基づく通知で虚偽の詳細もしくは事由を通知した管理指定工場主は、3 ヶ月以下の禁固、または 15 万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 54 条 第 10 条に基づく局長の命令に従わなかった管理指定工場主、もしくは第 21 条によって準用された第 10 条に基づく局長の命令に従わなかった管理指定建物主は、5 万バーツ以下の罰金に処する。



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)

ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date... 22 / 07 / 2009

(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

³⁰ 第 55 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

³¹ 第 56 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において改訂・追加した。

第 55 条³⁰ 第 9 条または第 21 条に基づく省令に従わなかった管理指定工場主、管理指定建物主またはエネルギー責任者は、20 万バツ以下の罰金に処する。

第 56 条³¹ 第 48/1 条に基づくエネルギー管理、機械または設備のエネルギー使用、および省エネルギーのための資材または設備に関する検査および承認業務を行うための許可証の発給を受けた者が、第 47 条 (3) に基づく検査および承認結果について虚偽または事実と反する内容の報告を行った場合、3 ヶ月以下の禁固または 20 万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 57 条³²

第 58 条 第 35 条、第 36 条もしくは第 37 条に基づき基金に納付しなかった、あるいは納付したが納付なければならない金額に足りなかった者は、3 ヶ月から 2 年の禁固、または 10 万バツから 1000 万バツの罰金、あるいはその併科に処する。

第 59 条 係官の第 47 条 (2) に基づく任務遂行を妨害した、もしくは便宜を供しなかった者は、5000 バツ以下の罰金に処する。

第 60 条 本法令に基づき罰を受けなければならない違法行為者が法人である場合、その法人の役員、もしくはマネージャー、あるいは業務責任者をその罰則規定に基づき罰に処する。ただしその違法行為に自己が関係していないことを証明できるときはその限りではない。

第 61 条 本法令に基づく一連の犯罪は、大臣が法律における有識者である国の係官から任命した 3 名からなる科料審査委員会が略式処分で科料を科す権限を有し、違法行為者が科料審査委員会が定めた期間内に科料を支払った時、その事件は刑事訴訟法に基づき終結したものとみなす。

捜査において捜査官が本法令に基づく違法行為者を発見し、その者が略式処分に承諾すれば、捜査官はその承諾があった日から 7 日以内に第 1 段に基づき科料審査委員会に送件する。

勅令拝受者

アーナン・パンヤーラチュン

首相



Saowaluk R.
(Miss Saowaluk Rojanakarnsakul)
ขอรับรองว่าเอกสารนี้แปลถูกต้อง
Certified Correct Translation.
Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
5-7 Sukhumvit 29 Klongtoey nua Wattana Bangkok 10110
Date...22.../...07.../...2009
(Translator : Ms. Pat-on Phipatanakul)

³² 第 57 条は仏暦 2550 年(2007 年)省エネルギー振興法(第 2 版)において削除した。